

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 6 月 2 日

【会社名】 東洋精糖株式会社

【英訳名】 Toyo Sugar Refining Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 三 木 智 之

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋富沢町12番20号

【電話番号】 (03)3668-7871（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 鈴 木 陽

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋富沢町12番20号

【電話番号】 (03)3668-7871（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 鈴 木 陽

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2025年5月14日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

持分法による投資損失の計上

当期に持分法適用関連会社となった、宮古製糖株式会社の取引価格は、当社の仕入コストの削減等の効果を踏まえて決定しております。しかし、当該効果は「金融商品に関する会計基準」に定める実質価額に反映できないと判断し、当社の個別財務諸表上、568百万円の減損処理を行うとともに、連結財務諸表では、個別財務諸表における減損処理後の簿価と、連結上の当社持分額とのれん未償却額との合計額の差額を持分法投資損失として処理したことによるものであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2025年3月期の連結決算において、568百万円を営業外費用として計上し、また個別決算においては568百万円を特別損失として計上いたしました。

以上